昭和三十四年十一月

8-8
No.5-2

「労働者家族福祉に関する報告書」

参考資料

婦人少年問題審議会

163

この資料は、労働者家族の福祉に関する報告書を審議する過程で用いた資料のうち、主なものを、報告書の参考とするためにとりまとめたものである。

（事務局）

目　次

一、労働者家族に関する統計・調査資料
二、主要国における扶養義務者の範囲・公的家族手当
三、主要国の社会保険における扶養家族に対する追加給付
付　労働者家族問題についての参考資料目録
（一九五〇年以降労働省婦人少年局作成によるもの）

一 労働者家族に関する統計調査資料

一、労働者家族に関する統計調査資料目次

1. 全国的にみた労働者世帯

第1表　単身・一般世帯別世帯数

第2表　世帯主の産業別、従業上の地位別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

第3表　世帯主（非農林業雇用者）の産業別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

第4表　収入階級別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

第5表　就業、不就業状態別、農、非農別、従業上の地位別14才以上の世帯員数

第6表　世帯主の就業状態別、収入の種類別世帯数

第7表　都道府県別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

2. 家庭経済関係

第8表　勤労者世帯の収入種類別実収入

第9表　日雇労働者世帯の収入種類別収入

第10表　勤労者所得税控除額（年額）

第11表　勤労者の所得税日額の事例（34年7月以降）

第12表　家族給与支給事業所数及び労働者数の総事業所数・総労働者数に対する割合(%)

第13表　生活協同組合の現況

A 組合数　B 組合員数　C 供給事業日数・供給事業額

D 利用事業日数・利用事業額

第14表 全国労働金庫昭和33年度中使途別貸出累計調

A 個人の部　B 団体の部

第15表 公益質屋数および民営質屋数の推移

第16表 労働者世帯の社会保険加入状況（%）

第17表 業務上災害者数

第18表 業務上災害各種補償費平均支給額

第19表 世帯種別保護世帯数（%）

第20表 A 生活扶助基準額表（月額）一級地第一類

B 生活扶助基準額表（月額）一級地第二類

C 住宅扶助基準額表（月額）

D 教育扶助 〃 （ 〃 ）

E 出産扶助 〃

F 生業扶助 〃

G 葬祭扶助 〃

3 住居関係

第21表 世帯主の職業別住宅不足数

才22表　戦後の住宅建設戸数
才23表　世帯主の従業上の地位別普通世帯の住宅所有関係（%）
才24表　世帯主の従業上の地位別普通世帯の1人当り畳数
4　子女の教育関係
才25表　父兄負担の学校教育費の実額と家庭の年収に対する比率
才26表　生徒一人当り1カ年の父兄負担教育費
才27表　最近の日本育英会奨学金総額と新規貸与学生数
才28表　企業における育英資金貸付状況
5　保健、衛生関係
才29表　世帯業態別にみた有病率
才30表　実施主体別定期健康診断実施状況
才31表　避妊の実行率の推移（%）
才32表　人工妊娠中絶経験の有無（%）
6　家族規模・家庭管理関係
才33表　結婚持続期間別累積出生数
才34表　家族構成
A　農家及び労働者世帯の世帯内世代数
B　京浜地区労働者世帯の家族構成

第35表　妻が病気・出産の場合の家事担当者

A　主婦が出産や病気の際の家事担当者（%）

B　炭鉱における妻の病気の際の家事担当者（%）

C　東京都内大工場における妻の病気の際の家事担当者（%）

第36表　少額貸付による家事手伝人の依頼についての意識（%）

第37表　労働者（世帯主）の年休・欠勤理由のなかで「家庭の事情」の占める割合（%）

1. 全国的にみた労働者世帯

第1表　単身・一般世帯別世帯数

		世帯総数	農林業（自営業主・家族従事者）	非農林雇用者
実数	総数	20,731	4,970	7,296
	単身者世帯	2,832	95	1,603
	一般世帯	17,900	4,874	5,693
%	総数	100	100	100
	単身者世帯	13.7	1.9	17.3
	一般世帯	86.3	98.1	82.7

資料出所　総理府統計局　就業構造基本調査（31年7月）

第2表　世帯主の産業別、従業上の地位別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

	世帯数	分布(%)	平均世帯人員	平均有業人員	平均世帯収入
総数	千世帯	(20,731)千	人	人	千円
	20,731	100 %	4.4	1.9	18.8
農林業					
総数	5,293	25.6	5.7	3.0	15.5
自営業主、家族従業者	4,970	24.1	5.8	3.1	15.6
雇用者	323	1.5	4.2	1.8	13.1
非農林業					
総数	13,014	62.8	4.1	1.7	21.5
自営業主、家族従業者	3,718	18.0	4.7	2.1	21.7
雇用者	9,276	44.8	3.9	1.5	21.4
休業者	149	0.7	3.2	1.7	14.8
無業者	2,246	10.9	3.2	0.8	11.6

注）1.）世帯員には世帯主を含む　　2.）世帯の収入は月額である。

資料出所　総理府統計局「就業構造基本調査」（31年7月）

第3表　世帯主（非農林業雇用者）の産業別世帯数、平均世帯人員
平均有業人員、平均世帯収入

	世帯数	分布(%)	平均世帯人員	平均有業人員	平均世帯収入
	千世帯		人	人	千円
総数	9,296	(9,296千 100%)	3.7	1.5	21.4
漁業水産養殖業	132	1.4	5.0	2.0	15.2
鉱業	440	4.7	4.5	1.4	20.5
建設業	847	9.1	3.9	1.5	15.7
製造業	3,102	33.3	3.7	1.5	20.9
卸売小売業金融保険不動産業	1,298	13.9	4.0	1.7	25.2
運輸通信その他の公益事業	1,319	14.2	4.3	1.5	22.8
サービス業	1,447	15.5	3.5	1.5	21.3
公務	712	7.6	4.1	1.6	23.2
分類不能の産業	29	0.3	3.4	1.4	10.1

資料出所　総理府統計局「就業構造基本調査」（31年7月）

第4表　収入階級別世帯数，平均世帯人員，平均有業人員，平均世帯収入

		全国世帯総数				非農林業雇用者			
		世帯数	平均世帯人員	平均有業人員	平均世帯収入	世帯数	平均世帯人員	平均有業人員	平均世帯収入
		千	人	人	千円	千	人	人	千円
	総数	20731 (100%)	4.4	1.9	18.8	9296 (100%)	3.9	1.5	21.4
総数		%				%			
	8000円未満	17.1	2.8	1.2	4.7	10.3	1.9	1.1	5.5
	8000円～16000円未満	34.0	4.0	1.7	11.6	31.4	3.1	1.2	11.8
	16000円～24000円	22.8	4.9	2.1	19.3	25.9	4.1	1.5	19.3
	24000円～32000円	13.3	5.4	2.3	27.1	15.8	4.7	1.7	27.1
	32000円～40000円	5.8	5.8	2.6	34.9	7.3	5.2	2.1	35.0
	40000円～48000円	3.2	6.0	2.8	42.6	4.2	5.5	2.3	42.7
	48000円～56000円	1.7	6.1	2.8	50.9	2.3	5.7	2.4	51.1
	56000円～64000円	0.7	6.3	3.1	59.2	1.0	5.9	2.8	59.0
	64000円～72000円	0.5	6.3	2.9	67.6	0.7	6.1	2.7	67.5
	72000円～80000円	0.2	6.5	3.1	75.0	0.3	6.1	2.9	75.0
	80000円以上	0.7	6.2	2.8	121.3	0.8	5.9	2.6	120.8

資料出所　総理府統計局「就業構造基本調査」(31年7月)

第5表　就業・不就業状態別、農・非農別、従業上の地位別14才以上の世帯員数

			非農林業雇用者		農林業自営業主・家族従事者	
			実数	%	実数	%
世帯数			9,276	100	4970	100
世帯員総数			24,005	258.5	19453	391.5
有業	総数		14191	153.5	15251	307.0
	農林業	総数	930	10	13719	276.1
		自営業主	401	4.3	5002	100.5
		家族従業者	464	5.0	8513	171.1
		雇用者	65	0.7	205	4.5

者	非農林業	総数	13,236	1,423	1,497	30.2
		自営業主	437	4.7	165	3.3
		家族従業者	53	0.6	54	1.1
		雇用者	12,746	137	1,278	25.8
	休業者		21	0.2	33	0.7
無業者			7,815	106	4,202	84.5

注）　世帯人員には世帯主を含む

資料出所　総理府統計局「就業構造基本調査」（31年7月）

第6表　世帯主の就業状態別収入の種類別世帯数

		世帯総数	農林業所得（年額）		非農林業所得（年額）		勤労所得（月額）		財産収入（年額）		生活保護金（年額）		社会保障給付（年額）		その他（年額）	
			世帯数	平均収入	世帯数	平均収入	世帯数	平均収入	世帯数	平均収入	世帯数	平均収入	世帯数	平均収入	世帯数	平均収入
		千	千	万円	千	万円	千	千円	千	千円	千	千円	千	千円	千	千円
世帯総数	総数	20,931	5,631	3.8	4,553	4.4	12,207	11.1	1,289	3.2	438	0.7	1,519	3.4	1,435	4.6
	単身者世帯	2,832	97	0.2	253	1.1	1,710	6.3	87	1.1	154	1.7	144	2.3	611	13.4
	一般世帯	17,900	5,534	4.4	4,300	4.9	10,497	11.8	1,202	3.5	284	0.5	1,434	3.6	823	3.2
農林業（自営業主、家族従業者）	総数	4,970	4,906	14.6	173	0.3	1,048	2.4	351	1.5	37	0.2	505	3.9	206	1.6
	単身者世帯	95	95	4.5	—	—	—	—	6	1.5	3	0.5	11	3.7	20	5.5
	一般世帯	4,874	4,811	14.8	173	0.3	1,048	2.4	345	1.5	34	0.2	473	3.9	186	1.5

非農林業（自営業主・家族従業者）	総数	3,718	128	0.2	3,100	22.2	747	2.9	212	2.7	53	0.4	209	2.3	125	1.6
	単身者世帯	246	−	−	246	11.4	−	−	7	0.9	8	0.6	11	1.7	22	3.3
	一般世帯	3,472	128	0.2	3,454	22.9	747	3.1	205	2.9	45	0.4	198	2.3	103	1.5
非農林業（雇用者）	総数	9,296	378	0.3	438	0.4	9,296	20.5	496	3.4	75	0.2	444	2.1	184	0.9
	単身者世帯	1,603	−	−	−	−	1,603	10.3	17	0.4	7	0.1	22	0.5	37	0.9
	一般世帯	7,693	378	0.3	438	0.5	7,693	22.6	479	4.0	68	0.3	422	2.4	147	1.0

注）非農林業雇用者の収入種類を、農林業・非農林業自営業主・家族従業者のそれと比較するための統計表であるから、三者を合計したものが世帯総数と一致しない

資料出所　総理府統計局「就業構造基本調査」（31年7月）

第7表　都道府県別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

都道府県名	総数						非農林業雇用者				
	世帯数			平均世帯人員	平均有業人員	平均世帯収入	世帯数		平均世帯人員	平均有業人員	平均世帯収入
	総数	一般世帯 男	一般世帯 女				総数	一般世帯(男女計)			
	千	千	千	人	人	千円	千	千	人	人	千円
北海道	1011	804	70	4.7	1.8	20.7	514	435	4.2	1.4	21.5
青森	292	219	26	5.1	2.2	16.1	83	70	4.1	1.5	17.2
岩手	279	221	25	5.1	2.4	15.1	98	78	3.9	1.6	18.5
宮城	331	261	33	5.2	2.1	16.9	115	97	4.1	1.5	18.9
秋田	253	212	21	5.3	2.4	18.4	83	73	4.4	1.7	19.1
山形	268	215	24	5.2	2.4	16.2	85	75	4.3	1.7	17.6
福島	398	323	39	5.2	2.3	16.4	147	125	4.2	1.6	17.7
茨城	403	335	38	5.1	2.4	16.5	112	100	4.3	1.6	19.2
栃木	301	248	27	5.1	2.3	16.9	101	87	4.3	1.7	18.7
群馬	336	267	29	4.8	2.2	15.9	131	107	4.0	1.6	18.1
埼玉	469	379	40	4.9	2.2	18.9	194	164	4.1	1.6	21.0
千葉	469	368	45	4.7	2.2	19.1	169	146	4.2	1.7	22.7
東京	2228	1589	205	3.7	1.5	25.0	1850	1120	3.7	1.5	26.9
神奈川	711	555	58	4.2	1.6	23.8	450	383	3.9	1.5	25.5
新潟	490	392	44	5.0	2.3	17.9	175	144	4.1	1.7	20.0
富山	216	178	18	4.7	2.2	20.2	88	76	4.0	1.7	20.0
石川	224	169	21	4.3	2.0	17.7	93	74	3.7	1.6	18.6
福井	171	131	19	4.4	2.2	17.7	68	55	3.8	1.7	17.6
山梨	167	137	16	4.8	2.1	15.6	47	40	4.1	1.6	18.1
長野	434	348	35	4.6	2.3	15.8	137	112	3.7	1.7	18.4

岐阜	360	296	29	4.4	2.1	15.9	135	102	3.7	1.7	18.1
静岡	565	441	47	4.7	2.1	18.5	256	178	4.0	1.6	19.1
愛知	953	664	74	4.0	1.8	19.8	547	375	3.4	1.5	20.0
三重	341	262	34	4.3	2.1	17.3	136	107	3.7	1.6	19.1
滋賀	179	153	18	4.3	2.1	16.9	71	53	3.6	1.6	18.4
京都	483	353	49	4.0	1.7	21.5	233	175	3.9	1.5	23.2
大阪	1208	903	112	3.9	1.5	22.6	712	583	3.7	1.5	23.1
兵庫	902	685	81	4.0	1.7	21.3	486	401	3.7	1.4	24.2
奈良	179	134	18	4.3	1.8	17.7	59	49	4.0	1.6	20.8
和歌山	237	187	25	4.3	1.9	17.3	85	77	3.9	1.6	18.8
鳥取	132	101	15	4.7	2.2	15.7	44	38	4.1	1.7	17.3
島根	207	157	20	4.5	2.2	13.9	64	49	3.8	1.7	17.2
岡山	402	296	42	4.2	2.0	15.5	151	115	3.6	1.6	18.1
広島	526	400	51	4.1	1.8	17.1	241	176	3.7	1.5	19.6
山口	381	293	39	4.2	1.8	17.7	171	145	3.9	1.5	20.3
徳島	185	146	20	4.7	2.1	14.3	60	53	4.1	1.7	17.0
香川	208	165	24	4.5	2.1	16.7	78	71	4.1	1.7	18.8
愛媛	342	268	36	4.4	1.9	14.5	137	113	3.8	1.5	16.5
高知	212	164	23	4.2	2.0	14.7	70	60	3.8	1.6	17.0
福岡	872	675	95	4.4	1.7	19.6	497	438	4.3	1.5	22.1
佐賀	198	159	20	4.9	2.1	17.3	75	65	4.3	1.5	17.1
長崎	377	290	43	4.6	1.8	15.6	164	144	4.3	1.5	18.6
熊本	395	312	42	4.8	2.1	16.1	123	109	4.3	1.5	20.1
大分	277	218	28	4.6	2.1	15.1	92	77	4.1	1.6	17.8
宮崎	250	189	26	4.6	2.1	13.4	87	67	3.8	1.5	15.8
鹿児島	473	356	68	4.3	2.0	11.1	117	103	4.0	1.5	15.5

注　世帯人員には世帯主も含む.

資料出所　総理府統計局「就業構造基本調査」(31年7月)

2. 家庭経済関係

第8表　勤労者世帯の収入種類別実収入

			30年		32年		33年	
			実数	%	実数	%	実数	%
世帯人員			4.71人	−	4.44人	−	4.46人	−
実収入計			29,169円	100	32,664円	100	34,663円	100
勤労収入	計		27,690	94.9	31,087	95.2	32,926	95.0
	世帯主収入	計	24,065	82.5	27,341	83.8	28,861	83.3
		定期収入	20,909	71.7	22,853	70.0	24,170	69.7
		臨時収入	3,124	10.7	4,432	13.6	4,628	13.4
		副業収入	32	0.1	56	0.2	63	0.2
	世帯員収入		3,015	10.3	3,077	9.4	3,401	9.8
	内職収入		610	2.1	669	2.0	664	1.7
その他の実収入			1,479	5.1	1,577	4.8	1,737	5.0

資料出所　総理府統計局「家計調査」全都市勤労者世帯

注）超過勤務手当、宿直手当、深夜作業手当、休日出勤手当、賞与等は臨時収入として計上され、昇給差額は定期収入に含まれている。

第9表　日雇労働者世帯の収入種類別収入

	30年		32年		33年	
	実数	%	実数	%	実数	%
世帯人員	3.07人	−	3.54人	−	3.45人	−
就業人員	1.48人	−	1.75人	−	1.80人	−
収入総額	12,722円	−	17,218円	−	17,381円	−
実収入	11,832	100	15,774	100	16,270	100
世帯主収入	8,805	74.4	10,422	66.2	10,236	62.9
世帯員収入	2,290	17.4	4,618	29.3	4,800	29.5
その他の収入	737	6.2	704	4.5	1,234	7.6

資料出所　東京都労働局「日雇労働者生活実態調査」

注）各年とも11月分

第10表　勤労者所得税控除額（年額）

	34年		35年	
1) 基礎控除額		90,000円		90,000円
2) 扶養控除額	1人目	65,000	1人目	90,000
	2,3人目	28,750	2人目以降	30,000
	4人目以降	26,250		
3) 不具者等の控除額		5,000		5,000

資料出所　所得税源泉徴収額表とその見方

第11表　勤労者の所得税月額の事例（34年4月以降）

扶養家族数	1) 勤労収入	
	21,500円	31,100円
0人	1,060	2,270
1人	400	1,350
2人	150	980
3人	0	680
4人	0	430
5人	0	180
6人	0	0

注）1) その日の社会保険料控除後の給与の金額

資料出所　所得税源泉徴収額表とその見方

第12表　家族給等支給事業所数及び労働者数の
総事業所数，総労働者数に対する割合(%)

	事業所数		労働者数	
	28年9月	32年9月	28年9月	32年9月
総事業所数 （総労働者数）	100%	100%	100%	100%
家族給	76.9	69.3	44.3	37.2
単身者世帯主別給	7.2	6.6	3.5	1.8

資料出所　労働省給与構成調査結果報告

注　規模30人以上の民営事業所を対象とする。

第13表　生活協同組合の現況

A 組合数

	総数	地域	職域	連合会
総数	1,264	780	467	17
活動	912	499	400	13
休止	352	281	67	4

資料出所　A－Dまで厚生省社会局調　昭和31年度

B 組合員数

	総数	地域	職域
総数	10,870,184	3,534,377	7,555,807
本人	2,625,027	1,069,535	1,555,492
家族	8,265,157	2,464,842	5,800,315

C 供給事業日数・供給事業額

	総数	地域	転域
事業月数	9262	4821	4441
総額	22,873,239,731	7,554,692,723	15,318,547,008
食料品類	10,942,948,977	5,174,765,103	5,768,183,876
衣料品類	4,295,203,404	840,292,733	3,454,910,671
家具什器類	1,285,181,832	206,668,464	1,078,513,368
その他	5,951,011,361	1,283,575,791	4,667,435,570
上記に分類できないもの	398,894,135	49,390,632	349,503,503

D 利用事業日数、利用事業額

	総額	地域	転域
事業月数	4298	2765	1533
総額	996,113,993	673,781,819	322,332,174
理容・美容	110,505,042	66,533,700	43,971,342
クリーニング	47,825,726	17,676,924	30,148,802
浴場	42,111,626	34,953,437	7,158,189
医療	344,507,157	343,602,220	904,937
質庫	56,843,999	56,843,999	—
その他	390,584,128	154,171,539	236,412,589
上記に分類できないもの	3,736,315	—	3,736,315

第14表－A　全国労働金庫昭和33年度中使途別貸出累計調

個人の部

使途別	件数	金額	構成割合	（参考）同32年度上期
		千円	%	%
医療費	93,102	1,931,447	4.61	5.04
生活費	310,982	4,437,225	10.58	11.19
住宅費	194,135	6,808,539	16.24	18.68
冠婚葬祭費	47,598	1,118,617	2.67	2.60
高利返済費	79,662	2,127,962	5.08	5.33
納税資金	1,148	23,514	0.05	0.08
教育費	31,747	607,643	1.45	1.15
その他	88,942	1,368,629	3.27	3.58
計	846,776	18,423,578	43.94	47.64

資料出所　全国労働金庫協会調

第14表－B　全国労働金庫昭和33年度中使途別貸出累計調

団体の部

使途別	件数	金額	構成割合	（参考）同32年度上期
		千円	%	%
生活費	25,814	5,433,488	12.96	11.64
歳末配当	6,842	3,390,686	8.09	8.69
年末夏季手当	2,626	3,004,032	7.16	5.16
福利共済費	26,358	5,983,872	14.27	13.05
生協運営費	4,274	3,304,326	7.88	7.68
その他	7,295	2,381,273	5.69	6.12
計	73,209	23,497,677	56.05	52.36

資料出所　全国労働金庫協会調

第15表　公益質屋数および民営質屋数の推移

各年12月末現在

区分	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年
公益質屋数	653	697	750	777
市町村	645	687	738	767
法人	8	10	12	12
民営質屋数	19,170	20,542	20,618	21,134

資料出所　厚生白書昭和33年度版

備考　この他に昭和33年度労働行政要覧によれば、労働質庫は10ヶ所に設けられている（昭和32年度）

第16表　労働者世帯の社会保険加入状況（%）

	総数	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯
総数	世帯 21,310,00 100%	世帯 9,870,000 100%	世帯 1,234,000 100%
国保加入世帯	27.8 (25.3)	6.6 (5.5)	30.7 (34.8)
医療保険加入世帯	48.9 (46.3)	80.7 (79.6)	43.0 (26.2)
社会保険に加入していない世帯	23.3 (28.4)	12.7 (14.9)	26.3 (39.0)

資料出所　厚生行政基礎調査（昭.33.4.15）による。（　）内は前年度

第17表　業務上災害者数

	32年	33年	前年対比
災害者総数	707,483	706,597	0.4% 減
死亡者	5,821	5,301	8.9% 減
障害を残した者	75,657	75,935	0.4% 増
その他	628,005	625,363	0.4% 減

資料出所　労働省労働基準局調

注　1) 災害者数には独身者をも含む、このうち約6割は世帯主と推計される。

2) 各年度中に労災保険の請求のあったものの数である。

第18表　業務上災害各種補償費平均支給額

1日当り	療養補償費	255 円
〃	休業補償費	318 円
1件当り	療養日数	17.1 日
〃	休業日数	24.3 日
〃	障害補償費	98,917 円
〃	遺族葬祭料	515,685 円

資料出所　労働省労働基準局調（34年3月分）

第19表　世帯種別保護世帯数（%）

		全国世帯総数		1）被保護世帯数	
		32年	33年	32年	33年
総数		100 (20,704,000)	100 (21,310,000)	100 (390,000)	100 (385,000)
2）耕地面積3反以上の世帯		25.9	24.3	7.0	9.4
3）耕地面積三反未満の世帯	小計	74.1	75.7	93.0	90.6
	4）事業経営世帯	13.5	13.9	3.1	3.4
	常用勤労者世帯	45.7	46.3	15.7	14.8
	日雇労働者世帯	5.1	5.8	19.0	18.2
	家内労働者世帯	1.0	0.8	4.2	3.4
	その他の世帯	8.7	8.8	51.1	50.8

資料出所　厚生行政基礎調査（昭33.4.15現在）による

1）世帯員中に調査日前1カ月間に生活保護を受けた者がいる世帯をいう

2）作付の可能な耕地の面積が3反（北海道は5反）以上ある世帯をいう

3）2）に該当しないすべての世帯（農耕栽培は全くやっていないか、やっていてもその面積が3反未満（北海道では5反）をいう。）

4）3）の中で最多収入者が商品の採取製造・加工・販売またはサービス又の提供もしくはこれらの仲介などの事業経営を個人または共同で行っている世帯でその事業が調査日現在、その経営上の資産総額5万円以上か、事業経営のための雇人が1人でもいる場合をいう。

第20表 — A　生活扶助基準額表（月額）

一級地、第一類

年令別	基準額	
	男	女
0才～1才	835円	835円
2才～4才	1,465	1,415
5才～	1,740	1,690
6才～8才	1,670	1,620
9才～12才	1,925	1,875
13才～	2,280	2,120
14才～24才	2,415	2,000
25才～59才	2,260	1,820
60才以上	2,010	1,540

資料出所　A－Gまで　昭和32.4.17.　厚生省告示第57号による（A～Gは34.4.1　厚生省告示第68号にて改訂されたもの）

第20表 — B　生活扶助基準額表（月額）

一級地、第二類

	基準額	地区別冬季加算額（11月～3月）	電灯料	水道料
1人	670円	略	40W定額料金の実費	基本料金の実費
2人	765			
3人	875			
4人	940			
5人	995			
6人以上1人を増すごとに加算する	115			

第20表－C　住宅扶助基準額表（月額）

世帯人員別			1人～2人	3人～4人	5人以上
家賃	級地区分	一級、二級地	540円	830円	1100円
		三級地	450	670	915
		四級地	360	550	735

第20表－D　教育扶助基準額表（月額）

学校別 / 学年別 / 級地区分	小学校			中学校		
	1年	2年～5年	6年	1年	2年	3年
	円		円	円	円	円
一級地、二級地	120	略	195	360	260	205
三級地	100		165	290	210	205
四級地	80		140	215	165	165

加算額
1. 教科書代の実費
2. 当該学級において給食費として徴収する実費
3. 通学のための最低限度の交通費

第20表－E　出産扶助基準額表

級地区分	基準額	加算額
一級地・二級地	1,600円	衛生材料の購入に要する費用
三級地	1,500	
四級地	1,300	

第20表－F　生業扶助基準額表

区分	基準額
就労助成	1件につき　12,000円
技能修得	1箇年以内　12,000円

第20表－G　葬祭扶助基準額表

級地区分	基準額	
	大人	小人
一級地・二級地	3,000円	2,400円
三級地	2,700	2,200
四級地	2,400	1,900

3. 住居関係

第21表 世帯主の職業別住宅不足数 (%)

昭和30年建設省住宅局調

	4) 総数	個人業主	会社 役員 団体	事務 技術 販売 サービス (役員を除く)	筋肉労働 従事者
全世帯数 (実数)	100% (16,860,900)	100% (8,643,100)	100% (869,700)	100% (3,213,900)	100% (2,843,900)
1) 住宅難世帯	14.7	8.9	7.7	18.6	26.8
2) 住宅困窮世帯	16.3	12.1	14.3	21.0	23.2
3) 公営住宅申込希望世帯	4.0	1.0	3.7	8.2	7.8

注) 1) ①非住宅居住、②同居、③狭小過密居住(9畳未満2.5畳1人未満)④危険修理不能住宅居住のいずれか一項目でも該当する世帯で、いわば客観的な住宅難を示す世帯である。

2) 「おたくでは差し当って住宅の必要に迫られておいでですか」との問に対して、「必要に迫られている」と答えた世帯でいわば主観的な住宅難を示す世帯である。

3) 「住宅困窮世帯」のうち住宅対策として「公営住宅に申込む」と答えた世帯である。

4) 「無職」・「職業不詳」をこの表には示さなかったので、各項目の実数を合計したものが、総数の実数とは一致しない。

第22表　戦後の住宅建設戸数

建設省住宅局調

	33年度	20年～33年 総合計
公営住宅	47,000	638,000
公庫住宅	67,000	493,000
公団住宅	30,000	108,000
厚生年金融資住宅その他	25,000	480,000
小計	169,000	1,720,000
民間自力建設住宅	284,000	3,811,000
合計	453,000	5,531,000

第23表　世帯主の従業上の地位別普通世帯の住宅所有関係（%）

—国勢調査—

		総数	持家	借家	給与住宅
三十年	総数	100.0%	72.4%	20.5%	7.1%
	（実数）	(14,623,000)	(10,590,000)	(2,991,000)	(1,042,000)
	業主および家族従業者	100.0	89.0	10.8	0.2
	民間の雇用者	100.0	52.5	31.8	15.7
	官公の雇用者	100.0	55.0	31.5	13.4
二五年	総数	100.0	71.0	21.6	7.4
	（実数）	(12,980,000)	(9,218,000)	(2,804,000)	(955,000)
	業主および家族従業者	100.0	87.0	12.7	0.3
	民間の雇用者	100.0	47.9	34.2	17.9
	官公の雇用者	100.0	60.7	28.2	11.1

注　1）世帯主が15才以上の就業者である普通世帯（間借世帯を除く）

第24表　世帯主の従業上の地位別普通世帯の1人当り畳数

—30年国勢調査—

		総数	持家	借家	給与住宅
一人当り畳数	総数	3.82	4.09	2.80	3.23
	業主および家族従業者	4.05	4.17	2.76	3.75
	民間の雇用者	3.39	3.77	2.75	3.13
	官公の雇用者	3.92	4.36	3.04	3.70
一世帯当り世帯員	総数	5.21人	5.55人	4.26人	4.43人
	業主および家族従業者	5.68	5.81	4.58	4.78
	民間の雇用者	4.69	5.05	4.17	4.53
	官公の雇用者	4.54	4.98	4.01	3.98

注1)　第22表　注1)参照

4. 子女の教育関係

第25表　父兄負担の学校教育費の実額と家庭の年収に対する比率

		全平均	1) 管理経営者	2) 専門技術者	事務・外交販売者	3) 労務者
小学校	生徒一人当り学校教育費(円)	6,293	6,324	6,950	6,471	5,919
	家庭の年間収入に対する比率(%)	1.57	1.41	1.67	1.77	2.06
中学校	生徒一人当り学校教育費(円)	8,114	9,017	11,815	8,386	6,893
	家庭の年間収入に対する比率(%)	2.04	2.00	1.80	2.30	2.54
全日制高等学校	生徒一人当り学校教育費(円)	25,037	25,736	23,545	24,155	24,778
	家庭の年間収入に対する比率(%)	5.75	5.30	5.17	6.30	8.92
定時制高等学校	生徒一人当り学校教育費(円)	13,057	13,637	12,172	13,263	12,102
	家庭の年間収入に対する比率(%)	4.42	4.06	3.99	5.56	4.86

資料出所　「父兄が負担する教育費」（31.4.1～32.3.31）文部省調査

注　1）農場経営者、船主、親もと、会社社長、取締役、部長、支店長、商店工場経営者、駅長、助役、郵便局長、警察署長、校長、村長、助役、船長等が含まれる。

2）技師、教員、弁護士、会計士、医師、記者、芸術家等が含まれる。

3）工夫、鉱夫、坑夫、火夫、仲仕、日雇労働者等の肉体労働者が含まれる。

第26表　生徒1人当り1カ年の父兄負担教育費

（単位　円）

区分	教育費総額	直接支出金	間接支出金	家庭教育費
小学校	8,868	4,087	2,215	2,566
中学校	10,280	5,528	2,594	2,158
高等学校（全日制）	28,577	11,050	14,330	3,197
高等学校（定時制）	15,060	6,659	6,821	1,580

資料出所　文部省調査局調（31年4月～32年3月）

注）1）「直接支出金」とは、教科書や学用品のように直接父兄および生徒の手によって学校教育のために使われる費。

2）「間接支出金」とは、給食費、PTA会費のように学校や教育団体に納められてそこから支出される費。

3）「家庭教育費」とは、家庭およびその延長の場として行われる生徒の教育に要したすべての費。

第27表　最近の日本育英会奨学金総額と新規貸与学生数

年度	総額	新規貸与学生・生徒数			
		計	高等学校	大学	その他
	(百万円)	人	人	人	人
28	3,325	90,227	32,605	35,514	22,108
29	3,936	96,383	37,145	35,569	23,669
30	4221	92,553	35,370	33,414	23,769
31	4,412	91,062	35,158	34,459	21,445
32	4,503	81,552	35,368	28,338	17,846
31	4,715	87,535	33,666	32,543	21,326

資料出所　日本育英会調

備考　奨学生現在数と全国学生総数との比率をみると

高等学校　2.9%（全日制 3.0%、定時制 2.2%）

大学（教育・学芸学部を除く）16.6%

大学 {教育学部
学芸学部} 47.0%

第28表　企業における育英資金貸付状況

		調査総数に対する育英資金のある事業所の割合	育英資金のある事業所数	貸付状況			
				有利子		一事業所当り年間延貸付件数	1件当り貸付金額
				事業所数	平均利率		
総数		4.8%	1604	807	4.1.9	32件	8,198円
産業別	鉱業	1.5	154	55	2.3.5	139	4053
	製造業	1.5	323	173	4.3.8	36	5,255
	卸売及び小売業	1.6	74	58	4.8.1	5	173,696
	金融及び保険業	11.7	392	321	4.3.9	5	20108
	不動産業		—	—	—	—	—
	運輸通信及びその他の公益事業	17.8	661	200	4.0.5	25	10,550
規模別	500人以上	16.3	220	96	3.2.7	155	5,051
	100～499人	8.0	632	233	4.2.6	23	13,918
	30～99人	3.1	752	478	4.3.5	4	15,247

資料出所　労働省労働統計調査部調（32年12月）
「企業直営福利施設調査報告」

4. 保健衛生関係

第29表　世帯業態別にみた有病率

			総数	耕地面積3反以上の世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯
一世帯当り平均世帯人員			4.3	6.0	3.4	3.5	3.7
一〇〇人対 傷病人員数	総数		34.7	37.2	28.6	43.2	47.5
	結核	総数	5.7	3.7	6.3	7.2	15.4
		在宅	4.0	2.6	4.3	4.3	11.9
		入院	1.7	1.1	1.9	2.9	3.4
	その他	総数	28.9	33.5	22.3	36.0	32.2
		在宅	26.9	31.5	20.2	33.0	29.7
		入院	2.0	1.9	2.1	2.5	2.5

資料出所　33年厚生行政基礎調査報告

第30表　実施主体別定期[1]健康診断実施状況

（単位　万人）

	対象者数		受診者数		受診率	
	31年	32年	31年	32年	31年	32年
総数	7,771	8,898	2,770	3,216	35.6%	36.1%
事業主	1,210	1,332	326	388	26.9	29.1
小中学校長	1,734	2,203	1,646	1,897	94.9	86.1
その他の学校長	383		227		59.3	
乳児院等の施設の長	132	144	55	56	41.3	38.7
市町村長（一般住民）	4,312	5,220	516	875	12.0	16.8

資料出所　厚生省公衆衛生局調

注）　1）結核予防法第4条による

第31表　避妊の実行率の推移　(%)

	第1回 (1950年)	第2回 (1952年)	第3回 (1955年)	第4回 (1957年)	第5回 (1959年)
総数	17.5	26.3	33.6	37.2	42.5
農漁業者	11.5	17.0	25.4	30.5	34.9
産業労働者		23.9	35.8	37.6	40.1
商工業者	25.9	24.7	37.4	37.0	40.4
給料生活者		36.9	37.7	49.1	50.7
自由業者 ※		35.2	41.0	47.0	—

資料出所　毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第5回世論調査」(34年4月)

注　1) この調査は、妻の年令が50才未満の全夫婦から約3000組の夫婦を標本として抽出するように設計された。調査票は夫妻別に一枚づつ配布され、記入事項の正確を期するために、調査票は各自密封して返却できるように配慮された。

2) この表は夫の回収票による数字である。

3) 第5回は「給料生活者」中に自由業者も含まれている。

4) ※印は少数観察の誤差の大きいことを示す。

第32表　人工妊娠中絶経験の有無（%）

	総数	ある	ない	無回答
総数	100	35.1	42.2	22.7
官公庁大会社の幹部	100	45.8	45.8	8.4
同上事務員	100	38.7	45.4	15.9
中小企業の業主	100	41.0	38.9	20.1
同上従業員	100	33.3	42.1	24.6
農漁業者	100	27.6	45.3	27.1
工員，職人，運転手	100	37.4	35.0	27.6
単純労務者	100	16.7	38.9	44.4
その他	100	31.2	37.3	31.5

資料出所　毎日新聞社人口問題調査会「産児調節に関する第5回調査」（34年4月）

注）　第31表　注）－4）　参照

6. 家族規模・家庭管理関係

第33表　結婚持続期間別累積出生数

	4年	5~9年	10~14年	15~19年	20~29年	最終規模
	人	人	人	人	人	人
事務労働者	1.4	1.7	2.0	2.1	2.1	2.1
自営業主	1.6	2.0	2.6	2.8	2.8	2.8
筋肉労働者	1.6	2.0	2.6	2.8	2.9	2.9
日雇(非農林)	1.8	2.2	2.7	3.0	3.2	3.2
農業者	1.8	2.3	3.1	3.3	3.5	3.5
林業者	1.8*	2.3	3.3	4.0	4.4	4.7
漁業者	2.1	2.8	4.0	4.7	5.0	5.2
総計	1.6	2.4	2.8	2.9	2.9	2.9

資料出所　厚生省人口問題研究所　昭和32年第三次出産力調査結果報告

注　1) 本表の数字は妻の結婚年令30才未満の夫婦のうちから、さらに結婚当時と調査時現在とで職業の移動のあったもの10.8%を除いた21,307組の夫婦についての集計で調査時現在をさかのぼる一カ年間の結婚持続期間別一夫婦当り出生児数の累加合計によるものである。

2) 自営業主には開業医などの自営の知的専門職を含まない。また農林漁業者には農林漁業での賃金労働者を含まない。また総計は自営の知的専門職、農林日雇等を含む総計である。

3) *印を附した林業者の数字は少数観察となるため仮りに農業者の数字をあてたものである。なお、林業者、漁業者および日雇は他の集団にくらべて比較的少数であるが、参考のために掲示したものである。

第34表　家族構成

A　農家及び労働者世帯の世帯内世代数

	農家世帯	労働者世帯
総数	100.0%	100.0%
1世代	5	6
2世代	43	73
3世代	50	20
4世代	2	1

資料出所　労働省婦人少年局「農村婦人生活実態調査」(昭和25年7月－8月)及び「労働者家族生活－扶養を中心として」(昭和38年2月－3日)

B　京浜地区労働者世帯の家族構成

		大工場	中小工場	下層
総数		100.0%	100.0%	100.0%
A	夫婦のみ	9.2	12.2	10.8
	夫婦＋子女	72.3	63.4	67.6
	小計	81.5	75.6	78.4
A＋親		13.2	15.5	4.1
A＋兄弟		1.8	1.6	－
A＋親＋兄弟		2.2	4.2	－
準A	A＋他人	1.3	3.1	4.1
	夫のみ	－	－	1.3
	夫＋子	－	－	9.5
夫＋子＋親		－	－	1.3
夫＋兄夫婦		－	－	1.3

資料出所　労働省婦人少年局「労働者家族生活実態調査」
大工場は　昭和26年11月
中小工場は　〃　28年2月
下層は　〃　28年12月～29年3月

第35表　妻が病気・出産等の場合の家事担当者

A. 主婦が出産や病気の際の家事担当者　(%)

夫の職業別	総数	自営業者		雇用者		
		農林漁業	商工鉱業	管理職	事務職	労務職
	%	%	%	%	%	%
調査人員総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
姑がする	27.0	35.8	27.2	8.6	34.8	25.2
娘がする	24.1	23.0	18.6	11.1	13.8	16.4
夫がする	17.2	19.2	21.2	22.2	25.2	33.8
男を含めた家族(夫を除く)が分担する	18.2	19.0	13.4	13.9	13.8	16.2
家政婦や手伝いの人をやとう	9.0	4.0	17.7	41.8	13.1	6.6
その他	2.1	1.1	2.6	2.8	2.6	2.9
わからない	4.0	0.7	3.5	2.8	3.4	2.4
該当しない	0.2	0	0	0	0	0.5

(注) 1人で2項目以上答えたものがあるので各項目の合計は必らずしも総数と一致しない

資料出所　「婦人の地位についての調査」昭和30年労働省婦人少年局調査

B　炭鉱における妻の病気の際の家事担当者（%）

	対象者総数	手伝いの人をやとう	夫がする	子供がする	同居の親族がする	親類や近所の人が来てくれる[2]	誰もしない	不明
鷲城炭鉱	100(%)	0*	35	23	19	33	−	2
三池炭鉱	100(%)	1	45	27	20	19	0*	3

注　1）1人で二つ以上答えた人があるので総計は個々の合計に一致しない。

0* は0.5%未満

2）「親類や近所の人がきてくれる」のが意外に多いのは対象世帯の約7割が社宅に住んでいることが一因と考えられる。

資料出所　労働者家族の生活（30年2月～3月）　労働省婦人少年局調査

C　東京都内大工場における妻が病気などの際の家事担当者

総　　数	412	100.0 %
自分が勤務を休む	158	38.4
家族間でやりくりをする	133	32.3
親類をたのむ	101	24.6
近隣の人にたのむ	48	11.6
女中、派出婦などを雇う	17	4.1
その他	3	0.7
無回答	16	3.9

（注）二つ以上答えたものがあるので個々の数の合計は総計に一致しない

資料出所　「労働者の不就労理由予備調査結果報告書」（31年11月）労働省婦人少年局調査

第36表　少額負担による家事手伝人の依頼についての意識

総数	412	100.0%
思う	294	71.4
思わない	63	15.3
わからない	33	8.0
無回答	22	5.3

資料出所「労働者の不就労理由予備調査結果報告書」（31年11月）
労働省婦人少年局調

第37　労働者（世帯主）の年休・欠勤理由のなかで「家庭の事情」の占める割合（%）

	総数	主婦の病気出産、不在等	その他の家族や子供のこと	その他
年次有給休暇	100.0%	41.5	25.7	32.8
特別休暇	100.0	71.0	27.0	2.0
欠勤	100.0	51.0	9.4	39.4
遅刻（回数）	100.0	64.0	18.9	45.1
早退（〃）	100.0	37.0	17.0	46.0

資料出所　労働者の不就労理由予備調査結果報告書（昭和31年11月）　労働省婦人少年局調査

二、主要国における扶養義務者の範囲・公的家族手当

1 扶養義務者の範囲

	フランス	西ドイツ	ソ連	スイス	イギリス	アメリカ	日本
(1)夫婦	○	○	○ 労働能力なく必要状態にあると迄 × 内縁は除外（1944年7月8日）	○	○	○	○
(2)親子	○	○	○ 未成年（18才まで）は無条件に	○	○ 原則としてこれを未満のもの	○	○
(3)直系血族	○	○	○	○	×	×	○
(4)姻族	△	△	×	×	×	×	△
(5)兄弟姉妹	×	×	△ 未成年者に対してのみ	△ 好都合な状況にある場合のみ	×	×	○
(6)その他の親族							△ 三等親以内の血族及び姻族には 家庭裁判所が適当と認めた場合に扶養義務を命ずることができる。

注 1) 記号説明 ○ 普通もしくは重い義務のあるもの
△ 義務に限定のあるもの
× 法律上の義務のないもの

2) この表は法制審議会民法部会の資料として、東京大学法学部加藤一郎教授が作成されたものを基礎に、当審議会事務局が主として○、△、×、による簡単な表にしたものである。なお、日本については、当審議会で追加した。

3) 日本の民法における扶養義務者の範囲

第877条（扶養義務者）①直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三等親内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

③ 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

※ ②項の親族について

第725条（親族の範囲） 左に掲げる者は、これを親族とする。

一 六等親内の血族

二 配偶者

三 三等親内の姻族

2 家族手当制度

（昭和30年労働者国際労働課編「世界各国における社会保障制度」より）

子供を持つ家族に現金支給を行なう家族手当制度は、最近に至って著しく発展して来たものである。

1953年1月現在の実施国二8カ国についてその内容を概観すると、

第一子以下の子供全部について手当を支給する国　　20カ国

第二子以下の子供全部について手当を支給する国　　4カ国

三人以上の子供を有する場合のみに手当を支給する国　　4カ国

となっている。手当支給の条件としては、その家族の長が報酬を得て就労していること、又は、国内居住者であることの二通りがあり、前者の場合は通常国がその経費を負担し、後者の場合は一般に使用者のみが支払給与の一定率の拠金を醵出して負担することになっている。

1953年1月現在 家族手当制度実施諸国

国名	手当支給に必要とされる子供の数	家族の長について要求される資格要件
オーストラリア	1	居住
オーストリア	1	就労
ベルギー	1	〃
ブラジル	8	居住(1)
ブルガリア	1	就労
カナダ	1	居住
イタリー	1	就労
チエコスロバキア	1	〃
フインランド	1	居住
フランス	1	就労
英国	2	居住
ハンガリー	1	就労
アイスランド	4	居住
アイルランド	2	〃
イタリー	1	就労
ルクセンブルグ	1	〃
オランダ	1	〃
ニユージーランド	1	居住
ノールウエー	2	〃
ポーランド	1	就労
ポルトガル	1	〃
ルーマニア	1	〃
スペイン	2	〃
スエーデン	1	居住
南亜連邦	7	居住(2)
ソ連	4	〃
ウルグワイ	1	就労(2)
ユーゴースラヴィア	1	〃

資料出所 労働省「世界各国における社会保障制度の法制と財政」

(注) (1) 収入がその地方の最低賃金の2倍未満である家族
(2) 収入が一定額未満である家族

B 諸国における家族手当制度の内容

(イ) イギリス

創始年度及び現行法	一九四五年 現在同年の法律を適用。一九五二年九月の改正までを含む。
適用範囲	有資格家族 ― 一六才未満の被扶養児童二人以上を有するすべての家族。 世帯主は原則として英国出生の英国民たること。及び手当を受給する日の直前一年間に二六週以上英本国に居住していたことを要す。 被扶養者 ― 一六才未満の第二子以下の子
財源	政府の一般会計より支出する
給付	有資格児童毎に一週五シリング。その児童の出生の日より一六才まで（在学中又は徒弟の場合は一六才の誕生日の次の一月末日まで）。
管理	年金国民保険省

(日) フランス

創始年度及び現行法	1932年 現在1945年の規則及び1946年の法律（改正）を適用
適用範囲	有資格家族——有給被用者又は就労不能のフランス国民及び在留外国人（登録民業者、社会保険受給者を含む）の家族にして被扶養児童を有するもの。 被扶養者——家族手当については、在学中の第二児及びそれ以下の子（徒弟の場合は17才まで、在学中又は廃疾者の場合は20才まで）。 単低賃金手当については、家族のうち所得者が1人の場合は第1児及びそれ以下の子。 妊産手当については、母親は25才以下であること。又は第1児の場合出生が結婚後2年以内であること。第2児以下の子については出生が従前の妊産より3年以内であること、第2回目の手当支給時において児童は生存しており且つ親の扶養を受けていること。
財源	被用者——なし 被用者——被用者1人につき1年46,000フランまでの賃金及び俸給の16.75% 自営業者——所得に応じその4.7～10%。 政府自営業者に対する費用の一部（通常75%）

給付	被用者 家族手当 ― 給付の算定基礎は居住地域毎に定められる一定額の基準賃金でパリ二地区では月額 一万二五〇フラン（他の地域は多少低い）。 第二児については基準賃金の二〇％。 第三児以下については基準賃金の三〇％。 単独賃金手当 ― 一児については基準賃金の二〇％、二児については基準賃金の四〇％、三児以上の場合は基準賃金の五〇％。 母が寡婦であるか又は両親のうち一人が病気又は廃疾者である場合を除き一児のみの場合は五才以後は一〇％に減額する。 自営業者 ― 単独賃金手当は支給されない。家族手当は一万一二〇フラン（賃金労働者及び俸給被用者の場合の八〇％）の基準賃金を算定基礎とする。 農業 ― 基準賃金は他の産業の賃金労働者及び俸給被用者の場合と同額。農場労働者、農場所有者及び小作農に対しては同額の寄附（一九七一年一〇月一日より）。
管理	労働社会保障者の管理 ― 各地方に家族手当基金が設置され掛金の徴収及び手当の支給を担当する。家族手当基金は地方社会保障基金及び全国社会保障基金の監督を受ける。

(八) スエーデン

創始年度及び現行法	当初 一九二七年 (一九四〇年一月一日より施行) 一九三二年特別家族手当、一九三五年家賃及び燃料手当。 現行 同じ。
適用範囲	有資格家族——子女のあるスエーデン居住者の家族。 被扶養者——一六才未満の第一子及びそれ以下の子女。スエーデン居住者の養育する外国人の子女も有資格 特別家族手当——両親のない遺児、寡婦又は廃疾の父親と同居する片親のない遺児。所得調査あり。 家賃等手当——家族中一六才未満の二子ある者。所得調査あり。
財源	政府のみが一般収入から負担。

給付	1年に60クローネを四半期毎に支給。 特別家族手当（上記に加算）— 両親のない遺児各1人に付き年々120クローネ。片親のない遺児及び国家年金受給者の子女1人に付き250クローネ。所得調査あり。 家賃手当 — 各子女毎に年130クローネ。 燃料手当 — 1つぴ～2ぴクローネ。地域により差異がある。所得調査あり。
管理	社会省が所管省。 国家社会委員会が一般監督及び最終審査機関。 州委員会が第1次審査機関。 地方児童福祉委員会。 特別家族手当については国家年金局及び地方年金委員会。 家賃及び燃料手当については家賃局及び地方行政庁。

(二) ソヴィエト連邦

創始年度及び現行法	一九四四年
適用範囲	有給給家族 ― 扶養児童を有する居住国民の家族。 被扶養者 ― 二～四オの第四児及びそれ以下の児童（未婚の母親に対しては第一児及びそれ以下の児童につき出生時より一ノオまで支給）。
財源	使用者が負担
給付	

給付	一時金	年給付
既婚の母親	ルーブル	ルーブル
3 児	二〇〇	〃
4	六五〇	四八〇
5	八五〇	九二〇
6	一、〇〇〇	三四〇
7	一、二五〇	一、二〇〇
8	一、二五〇	一、二〇〇

	9 児	1750	1500
	10 〃	1750	1500
	11 〃 以上	2500	1800
	未婚の母親		
	1 児	0	600
	2 〃	0	900
	3 〃	200	1200
	4 〃 以上	既婚の母親に対すると同様に工夫手当を加算	
管理	現金給付 — 全連邦労働組合中央評議会、地区及び地方労働組合委員会、工場、商店及び地方委員会は準備作業並びに書類作製を担当する。 決定は地区及び地域労働組合委員会の承認を必要とする。		

九三

三、主要国の社会保険における扶養家族に対する追加給付

六四

3 社会保険における扶養家族に対する追加給付

（昭和31年 労働省国際労働課編「世界各国における社会保障制度の法制と財政」より）

扶養家族に対する追加給付の例をみるために、各種社会保険のうち、失業保険、労働者災害補償保険、健康保険の三種について、その概要をかかげた。

A 失業保険

国名中心に創始年度順の現行法	適用範囲	所得	給付		管理
			給付額	支給期間	
イギリス 1911年 現在1952年 1国民保険法を適用.	被用者にして16～65才（男子、女子の場合は60才）の者。既婚の女子被用者は任意適用	成人、18才未満男女別に被保険者被用者、政府の保険料がきまっている.	成人独身者 40s 18才未満（被扶養者でない）23s 既婚女子（自身保険に加入しており夫を扶養してない）30s 成人の被扶養者に対する加算額は1週25s 16才未満の第1子については1週11s 6d、それ以下については5s 6d（第1子以下の幼児童に対する家族手当1週8sに加算）.	180日（月曜日を除きうの週）.	与金国民保険省.

K田

国ごとに創始年度及び現行法	適用範囲	財源	給付		管理
			給付額	支給期間	
ドイツ 西ドイツ 1957年 現在1964年 法律適用	賃金労働者及び俸給被用者（1年所得9000マルク以下）	被保険者、使用者から賃金俸給の一定率による	所得に応じ1週1.00～13.50マルク（低額所得者に対しては率がよい）最初の被扶養者については20%、以下の被扶養者については10%の割合で増額。最高賃金の30%（1週27.00マルク以内）	1ヶ月間	労働者
東ドイツ 1947年の法律を適用	被用者全部	被保険者、使用者から賃金俸給の一定率による。	基準賃金の20%（1日1.20～1.40マルク）各被扶養者に対し1日0.35マルクの家族手当を加算する。被扶養者に対する手当を含む給付は基準賃金を超えることはできない。 住宅手当は月8～12マルクまで。	26週間	地域労働行政庁及び国家労働者
スエーデン 当初1934年（任意） 現行同じ	公認失業基金の加入者	被保険者政府の一定率の保険料による。 使用者の拠出はなし。	被保険者の賃金級別により日2～7クローネ 妻に妻又は家事担当者に対して日1.50クローネ 1人乃至両の子女に対して1.クローネ 但し最高給付は当の居住地における平均日額賃金を超えることができない。 基金は労働者を新しい就職地に赴任せしめる費用を支払う。	基金により異る。 平均の最高120日間	社会者

アメリカ合衆国 1935年 合州1936～37年	商工業において1年のうち20週間8人以上の賃金労働者及び俸給被用者を雇用する被用者に雇用されるもの	被保険者は2州を除きなし 被用者は支払賃金及び俸給の一定率をかける 政府は事務費を支出する。	基本週給付期間の所得の約50% 11州においては更に被扶養者に対し加算給付を与える。 16州 30～35ドル 24州 25～27〃 8州 20～24〃	平均17週間	労働者、大蔵省
日本 当初 1947年 現行 改正式を適用	被用者	被保険者 被用者より賃金の一定率 政府は給付に要する費用の1/3及び事務費	賃金日額の60%、最高給付日額は460円 移転費（家族も含む）を支給 失業期間中に自己の労働による収入を得るに至った時は、その収入額により全額支給、一部支給又は支給停止となる。 日雇労働者の場合は給付日額は90円又は140円。	1年の期間内において最高120日	労働者

B 労働者災害補償保険

国名並びに制度成立年度及び現行法	適用範囲	財源	給付			備考
			一時障害	終身災害 全障害	終身災害 部分障害	死亡	
イギリス 1897年 現在1953年の国民保険(産業災害)法を適用. 1954年12月22日の改正まで含む.	原則として雇用契約、徒弟契約に基くすべての被用者. 所得額による制限等はない.	被保険者、使用者が、成人一週不満男女別に一定額をかけ. 政府はその総額の20%相当額を支出	災害給付制度1-26日	成人被扶養者及び被扶養者児童に対する手当は災害給付の場合と同額. (成人被扶養者手当25s. 第1子手当11s 6d. その他の子 家族手当を加算3s 6d)	寡婦年金: 最初の13週は55s. それ以後は廃疾者か又は児童を扶養しているか又は夫の死亡時50才のとき45s その他の寡婦20s 児童加算額: 第1子11s 6d その他の子(家族手当を加算) 3s 6d 両親年金: 死亡者により主として扶養されていた者は1週30s(両親同居の場合) 又は1週25s(1人につき) その他の場合には一時金を支給し. 死亡者により扶養を受けていたその他の者に対しても一時金を支給する.	年金国民保険省が現金給付. 保険省が医療給付

フランス 1892年 現在1946年の法律 を適用	一般制度： 商工業の被用者、サービス労働者、農業労働者、学生、戦傷者、戦争未亡人、孤児 特別制度： 一般制度以外の被用者。	被用者のみが負担。	障害後二3日間は所得の50%、それ以後は所得の66⅔% （追加給付なし）	50%以下の障害に対しては損失賠償金の額、それ以上の障害については その障害度に応じて更に年以上の年金（追加給付なし）	配偶者：死亡者の基本報酬の一5%、明白ならば年金額の3倍を一時金として支給し以後受給権を失う。 子供遺児：二人まで基本報酬の各15%、それ以外は1人につき10%加算、16才まで支給（徒弟は17才まで、在学中又は廃疾者は20才まで）。 両親遺児：1人につき基本報酬の20%。 孤児：1人につき基本報酬の10%　死亡者の扶養者でない場合は配偶者又は遺児のない場合に限って支給される。 遺族に対する最高年金総額：死亡者の基本報酬の75%	労働災害保障省

国名並びに制度実施年及び根拠法	適用範囲	財源	給付				管理
			一時障害	終身障害		死亡	
				全障害	部分障害		
ドイツ 西ドイツ 1924年 現在 1911年の国民保険法（ドイツ法人が占領軍当局が憲章によって改正）を適用	工業、商業、公益事業の被用者。その他所定の被用者。	被用者のみが負担。	最高26週にわたり所得の60%（追加給付なし）	障害が発生した年の所得の66⅔%。終身又は廃疾期間中（追加給付なし）	長失賃金の66⅔%に相当する年金。18才未満の子1人につき10%の加算給付。20%以下の障害については支給しない。	寡婦年金：死亡又は再婚まで被保険者の所得の20% 再婚の場合は一時金として60%を支給 遺族年金：貧困の場合被保険者の所得の40% 遺児年金：18才未満の遺児1人につき20% その他：最高20% 療病養成年金制：被保険者の所得の30%.	連邦労働省
東ドイツ 1884年 現在 1947年	賃金労働者、俸給被用者、自営業者小被用者 及	被用者のみが負担。自営業者は自己が保険料	所得の50%、入院中も支給。被用	上に同じ。	上に同じ。障害度50%以上の場合に限	寡婦年金：被保険者の最終所得年額の20%（60才又は廃疾の場合は40%） 遺族年金：40%（被保険者	地域労働行政庁及び国家労働省

ソ連邦成部分令により制定された法律及び1951年のドイツ民主共和国の関則（次に）に適用	被所働者。所得による制限なし。	を負担する。	者を含む自営業者に対しては現金給付はない。		11～15才以下の児童（在学中は17才）に対し手当を支給する。	なる意の被扶養者にして15才又は廃疾者なること）。 遺族年金：夫又は両親遺族に一人ては35%、その他は20%、15才（在学中は17才）以下であること。 その他：最高10% 最高遺族年金額：66⅔%	
スエーデン当初1901年（災害）1902年（疾病）現行1916年の災害保険法（1942年に改新改正）	被用者	使用者のみが負担 強制保険	所得に応じ3.60クローネから、14クローネまでの日額手当。被扶養者があれば1日1.50	所得の台に相当する終身年金。（追加給付なし）	廃失傷金の程度に応じて與える年金。10%以上の障害に対する給付なし。障害が25%を超	年金： 寡婦又は被扶養の鰥夫 — 被保険者の所得年額の⅓を終身又は再婚のときまで支給。 16才以下の子女 — 各々につき被保険者の所得年額の16⅔% 被扶養の父母 — 被保険者の所得年額の25%	国民保険院

国名並びに創始年度及び現行法	適用範囲	財源	給付				管理
			一時障害	終身障害		死亡	
				全障害	部分障害		
			クローネを加算。少くとも二五%労働能力喪失を条件とする。		定ることは一二～六クオすごの間において増額	最高遺族年金額 — 被保険者の所得年額の$\frac{5}{8}$。もし寡婦及び子女に対する給付の合計が最高額に達するときは他の遺族は割合を減ず。	
アメリカ合衆国 23州及びアラスカ、ハワイ、プエルトリコの州法律。最初の法律。	一般に工業、商業の被用者及び政府職員ではあるが法律により異る。	主として使用者の負担	殆んどの場合完全障害に対しては賃金の60～66⅔%で最高額は大体20～25ドル(週額)	一時障害に同じ。	概ね定める障害については通常完全障害に対する割合、率による給付が支給されるが	通常給付算定の基礎となる賃金に対する比率は被扶養児童の数によって増額される。例えば寡婦1人に対して35%、児童1人につき10%加算、最高66⅔%まで、1世帯に対する最高給付額は週20ドルないし25ドル。7つの州及び3つの連邦法は寡婦に対し終身又は再婚まで、児	殆んどすべてこの法律はその目的のために特に設置された機関。

1902年（政府職員） 1911年（民間被用者） 総計74の法律のうち45は1911～1921年に制定された。			11の法律は被扶養者について加算給付をすることを規定している。	8つの法律は被扶養者について加算給付をすることを規定している。	支給期間は規定するところにより。	妻に対しては特定年令までの支給期間を規定している。 被扶養者たる父母、兄弟及び姉妹に対する給付額は法律により差異がある。	
ソヴィエト連邦 1912年 1922年（改正法）	被用者及び従来被用者であつて再訓練及び特殊課程にある学生。	すべての保険制度に対する拠金の一部を充当する。	組合員の資格及び同一企業において継続雇用期間により異なる率（追加給付なし）	職業病の程度で異なる率（追加給付なし）	遺族（子供、兄弟、姉妹で16才以下の者、父母、寡婦又は歳大で廃疾者か老令である者、又は8才以下の廃疾者たる兄弟、姉妹を扶養する者） 家族1人の場合、第二種廃疾年金（最終ノニ月の基準賃金の75%）　50%	医療給付は保健省。現金給付は全連邦労働組合中央評議会。	

国民年金制度の発足	適用範囲	財源	給付				管理
			一時障害	身体障害 全障害	身体障害 部分障害	死亡	
						家族二人の場合 75% 〃 3人 〃 100% 〃 4人以上 〃 125% 災害共済：被共済者1人の場合 第3種遺族厚生年金（最終月の基準賃金の50%） 二人の場合 第2種遺族厚生年金 3人以上の場合 第1種遺族厚生年金（100%）	
日本 当分 1961年 現行 1962年 の共済の	強制適用事業（原則として5人以上の労働者を使用する事業）	使用者のみが負担	7日以上の休業の日につき平均賃金の60%の休業補	身体障害等級別に異る障害補償費を支給（追加給付なし）		遺族補償費： 平均賃金の1000日分 遺族補償費の受給順位は配偶者 子女 父母 孫 祖父母等である。	労働省

改正法ニ適用	任意適用事業（その他の事業）		備考。（追加給付なし）。			

C 健康保険

国民並びに制度年度及び現行法	適用範囲	財源	被保険者給付（現金）		管理
			疾病	妊産	
イギリス 1911年現在1946年の国民保険法及び同改正法（現金給付）並びに国民保健事業法及び同改正法（医療）を適用。 1954年12月22日の改正まで含む。	医療は全住民。	被保険者、使用者、政府が、成人、16才未満男女、被用者、自営業者、非被用者別に一定額の保険料を積立てる。（家族手当は一般会計より支出される）	成人独身者1週40s、16才未満の独身者（被扶養者なし）1週20s、成人の被扶養者を有するものについては1週25sを加算。妻1子については1週1s6d、その他の児童については3s6dを加算する。自己が保険に加入していない既婚婦人（夫を扶養しておらず、児童又は成人の被扶養者のない者）は1週25s。 期間 — 156週の保険料を納付した場合は制限なく、26—156週の場合は312日間。	妊産一時金は10ポンド、家庭分娩の一時金4ポンドが加算される。 分娩前後1週より18週間出産手当25s6dを支給。 被扶養者を有する女子には補給金として妻1子又は1子のみの場合は1週1s6d、それ以下の子に対しては1人3s6d、又成人の被扶養者については25sが支給される。	年金国民保険省が現金給付を支給。

フランス 1932年現在ノチガ年ノ法律を適用。	一般制度： 商工業の被用者、サービス労働者、賃金を受けない文部業者、学生等。 特別制度： 被用者、公営企業の従業員。	被保険者、使用者が一般制度、特別制度別に一定率を積立てる。 政府はなし。	商工業――所得日額の1/30（3児以上あるときは第3ノ日より2/3に増額） 入院の場合は、扶養する子ノ人又は尊族ノ人以上ある場合は4/5、配偶者のみの場合は2/3、その他の場合は3/5だけ減額する。 期間 6カ月（長期3年） 農業――毎日の賃金総額の平均額の4/5、3人以上の被扶養児童があるとき第3ノ日より4/5に増額。 入院の場合は、ノ児以上あるとき4/5、配偶者のみのとき2/3、その他ノ場合3/5を減額。 期間 6カ月 一時金 長期疾病の場合は給付平均月額の30倍の毎月補償金。 最高額は喪失所得の2/3（3児以上あるとき4/5）。期間 3年。	商工業――所得の2/3 分娩前6週 後6週間 保育手当の最高額は全保育期間につき 6820フラン 乳で保育する場合には2600～3900フランを加算。 ……	商工業 自主的公法団体たる国家社会保障基金が労働社会保障者の監督下に政府各省大臣、専門家、社会保障基金代表者、労働者代表、使用者代表より構成される理事会によって運営される。 農業 農林省が監督。

国名並びに制定年度及び現行法	適用範囲	財源	被保険者給付（現金）		管理
			疾病	妊産	
ドイツ 西ドイツ 1883年 現在1911年の国民保険法及び一部は1952年の母性保護法を適用。西独の規定は大体西ベルリンにも適用される。	所得の額を問わず肉体労働者。 1年5000マルク以下の俸給被用者	被保険者、被用者から賃金の3%、政府は1952年の母性保護法による追加給付費。	1日1.66マルクを超えない賃金の50%に被扶養者たる妻（又は夫）に対して賃金の10%及びその他の被扶養者1人につき賃金の5%を加算。6週間後は賃金の60%に増額される。最高は70%。入院し被扶養者がない場合は賃金の10%、被扶養者1人の場合は33⅓%、2人の場合は40%、それ以上1人につき5%加算。 期間 26週（1年に延長も可能）	1952年の母性保護法により産前6週間（家事労働者に対しては4週間）、及び産後6週間（保育に当る母に対しては8週間）、平均実質所得の100%を支給する。一時金は10マルク。保育手当は最高26週間1日につき0.75マルク。	地方、地区保険事務局及び同業組合が基金の徴収及び給付の運営に当る。
東ドイツ 1883年 現在1947年のソ連軍政司令官に	賃金労働者及び俸給被用者 自営業者 小被用者 家族	被保険者、被用者から賃金、俸給の一定率、政府はなし。	平均所得の50%（最高給付は1日10マルク）。入院の場合は賃金率の$\frac{4}{10}$相当額の給付を家族に支給（被扶養者をもたない被保険者には賃金の$\frac{1}{8}$を支給する）、活	分娩前4週間に対し平均賃金の75%及び分娩後の6週間に対し60%（最低2マルク最高10マルク）。入院の	ドイツ自由労働組合連盟の連邦局が本制度の施行運営に

より制定された法律ドグノタ7ノ年のドイツ民主共和国の規則(改正)を適用。東独の規定は大体東ベルリンにも適用される。	労働者、適用については所得の制限なし。		療のため入院した者には、現金給付全額を支給する。期間 二ヶ月	稼会は被扶養者に対し給付の半額。被扶養者のない被保険者に対しては賃金の六、分娩した乳児に対する手当として分娩後ノ二週に対し賃金の六を支給する。	当る。
スエーデン ノ8ヲノ年制定、疾病現金給付(任意制)。ノ9ヨノ年、医療費補償法(任意制)。ノ9ヨ7年強制現金	ノ6才以上の市民、国内に居住又は登録された非市民就労しない者は次の保険の適用をうける。	被保険者は所得その他に応じた定額、使用者は支払賃金に対し一定率の拠金。政府は事業計画の費用の50%に	ノ年ノ二ノノ クローネ以下の課税所得の者にはない。ノ二ノノ より ノ8ノノ クローネまでの者には日額3クローネ。それ以上の所得ある者には日額ノ~ノ7クローネの補助手当が支給される。給付は入院の際減額され、補助手当給付は90日間の給付支給後、法の定める表に従って減額される。ノ児又は2児には日額ノ クローネ	別個の制度により供与される。	社会省が法律規則及び政策に責任を負う内閣の官署。

国名並びに制度名及び現行法	適用範囲	財源	被保険者給付（現金）		管理
			疾病	産	
医療給付制度一九六三年改正され一九六五年一月一日より実施の予定。		相当する補給金。	子供又は父母にはニクローネ、子供以上には三クローネを増額支給。最高期間一疾病に対して三〇日。		
ソヴィエト連邦 当初 一九二二年 現行 一九五二年 の労働法	医療は全住民。 現金給付は被用者及び以前に被用者であった者で再就職及び特別研修を受ける学生。	被保険者はなし。 被用者は支払賃金の一定率の拠金。政府は被用者としての拠金を払込むか、医療費の全額を負担する。	労働組合員の資格及び同一企業における継続勤務年数により異る。 期間　回復するまで、又は産業年金の受給資格を得るまで。 （追加給付なし）	労働組合員の資格及び就労証明により異る。 （追加給付なし）	医療給付は保健省。 現金給付は労働組合委員会。

日本 当初 一九二二年 現行 同改正法を適用 （日産労働者には特別の法律があるが年表には含まれていない）	被保険者： 原則として5人以上の労働者を使用する事業所の被用者 任意包括被保険者： その他の被用者	被保険者と使用者が賃金の一定率を積立てる。政府は事務費の負担。	療養報酬日額の60%。 入院して被扶養者のないときは40% 期間 6カ月（結核については12カ月）	療養報酬月額の40%に相当する額の分娩費。分娩の前後それぞれ42日対し1日につき療養報酬日額の60%に相当する額の出産手当金。 分娩の日より引続き6カ月間1月につき200円の保育手当金。 （追加給付なし）	厚生省

八二

付

労働者家族問題についての参考資料目録

八月

付　労働者家族問題に関しての参考資料目録

（一九五〇年以降　労働者婦人少年局依託によるもの）

一　調査資料

工場労働者家族の生活（一九五二年八月発行）

労働者の主婦の意見調査（〃　　）

中小工場労働者家族の生活（一九五四年四月発行）

下層労働者家族の生活（一九五七年一月〃）

炭鉱労働者の家族問題（〃　九月〃）

――六、家族問題を中心として――

事業場及び労働組合における労働者家族のための福祉対策（一九五七年七月発行）

労働者の不就労理由調査（〃　　）

社宅に住む労働者の妻の意見（一九五八年二一月発行）

二　調査資料

北欧における社会保障（一九五五年五月発行）

諸外国における家族のための経済的方策（一九五六年三月発行）

諸外国における家族福祉対策（一九五八年四月発行）

3　一般資料

ヨーロッパ及び日本の家族問題（一九五五年一月発行）

日本における社会保障　（〃　五月〃）